事業者排出量削減計画書

	□ 新規 ② 変更
(宛 先) 京都府知事	令和 4 年 8 月 5日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1	
	株式会社 ダイエー 代表取締役 西峠 泰男
	電話 03 - 6388 - 7100

主たる業種	各種商品小売業						細分類都	番号	5	6	1 1
			V	第12	条第15	頁第1	号		ı		<u> </u>
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則 □ 第12条第1項第2号又は第3号										
計画期間	口 第12条第1 4 第 4 号 令和2年4月から令和5年3月まで										
可 圏 朔 间											
基 本 方 針	照明、空調などの省エネ化、エネルギー運用の見直し、従業員への啓蒙活動を推進すうことにより電気、ガスの使用量の削減を図る。										
計画を推進するた めの体制	IS014001を活用し。事業活動を通じ環境汚染の予防に努め、また環境マネジメントシステム運用により継続的な改善を図る取組みに当たりIS0推進チームを各部署、各店舗に設置し取組みを強化する。										
温室効果ガスの排	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1) 年度	第1年		第2年(3)		第3年 (4)年		増	減	率
	事業活動に伴う排出の量	2,869.6 トン			3, 116. 6	トン	3, 085. 5	トン	8.8		バーセント
出の実績及び削減 の目標	評価の対象となる排出の量	4,010.5 トン	3, 161. 0	トン	3, 116. 6	トン	3, 085. 5	トン	-22.2		バーセント
り日保	目 標 の 根 拠	の 根 拠 照明器具・空調機などの更新。電力のみえる化。エネルギー運用により省エネルギーを推進する									
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供す る建築物の用途 原 単 位 の 指 標	基準年度 (1)年度	第1年		第2年(3)		第3年(4)年		増	減	率
	店舗 事業活動に伴う排出の量 (乗転商機40533㎡×1/100)	7. 08		7. 80		7. 69			8. 76		バーセント
	事業活動に伴う排出の量										バーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	店舗増減(閉 ら、延床面積)大き	く排出量	が変	化する	こと	カゝ
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年		第2年(3)		第3年(4)年		備		考
		, , , , , ,	50.0		50. 0		50. 0	パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度	エナッジ随時導入									
	(3) 年 度 機器の適正な運転管理に努める										
	(4) 年度	機器の適正な運転管理に努める									
通勤における自己 の自動車等を使用 することを控えさ	措 置 の 内 容	マイカー通勤申請制度の徹底 (現在はコロナ禍の為マイカー通勤推奨しております)									
せるために実施しようとする措置	上記の措置を採用する理由	事業所内、出勤率20%以内に調整しマイカー使用を抑える									
	区 分	第1年度 (2)年月			年度 年度		第3年度 (4)年度		備		考
	森林の保全及び整備によるもの	, 10	トン	/	トン		. , , , ,	トン			
	府内産の木材の利用によるもの		トン		トン			トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力 又は熱の供給によるもの		トン		トン			トン		_	
	グリーン電力証書等の購入によるも の		トン		トン			トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温 室効果ガスの吸収効果分の購入によるも の		トン		トン	,		トン			
	合計	0.0	トン	(). 0 トン		0.0	トン			
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	環境マネジメントシステムを活用した 掲げる「省エネルギー・省資源の推進」「 活動および商品の提供」を通じ環境負	3R (リデュー	-ス・リ	ユース	・リサ	イクル					
特 記 事 項	代表者変更										

- 注 1 該当する \square には、u印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、u印の記入は不要です。
- 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定め